

医療介護関係者の理解促進、スキル向上に関する普及・啓発の内容や方法について

普及・啓発の内容（報告書 p 8～9）

対象	内 容
③ 医療ケアチーム	<p>ア)意思決定支援に必要な知識・技術に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」（以下「新ガイドライン」という。）の内容等の普及 ・人生の最終段階に行われる可能性がある治療方法や療養場所についての知識や説明の方法等 <p>イ)①・②に掲げる事項を本人や家族等に伝達するにあたり、留意すべき事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人が考えたくない、話したくないということも含めて本人の意思を汲み取ることがまず重要であること ・本人や支える家族等の意思や気持ちは変化しうることを理解すること ・医療・ケアチームと本人との関係が、上下関係のようにならないようにすること等

普及・啓発の方法（報告書 p 9～10）

③医療・ケアチーム	
国	<ul style="list-style-type: none"> ・医療や介護に係る行政の担当部局や医療・介護関係の職能団体や学会は、<u>新ガイドライン</u>についてのホームページ等による普及や、<u>新ガイドライン</u>に基づく研修会の開催による知識・技術の向上に努める。
地方自治体	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>医療・介護従事者の養成課程</u>等において、人生の最終段階における医療・ケアの意思決定支援に関する教育及び研修を行う。
医療機関・介護施設	<ul style="list-style-type: none"> ・医療・介護関係の職能団体や学会は、ホームページ、学会誌、学術集会等において、意思決定支援に関する情報提供を行う。また、診療に関するガイドライン等の策定や改訂等を行う場合には、<u>新ガイドライン</u>を参考とする。

「人生の最終段階における医療・ケアの普及・啓発の在り方に関する報告書（平成30年3月人生の最終段階における医療の普及・啓発の在り方に関する検討会）」より抜粋